



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑤⑩ ●
利用者負担の軽減制度

☆☆☆サービス利用料の軽減制度があります☆☆☆

ヘルパーやショートステイ、施設入所などのサービスを利用すると、サービス利用料の10%と食費・居住費（滞在費）などが利用者の負担になります。これらの利用者の負担を軽減するために、つぎのようなサービス利用料の軽減制度がありますのでご紹介します。

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。

申請に必要な書類は、介護保険係（本庁）または総合窓口第2係（佐賀支所）にあります。

申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係（本庁）または総合窓口第2係（佐賀支所）かケアマネジャーにご相談ください。

●有効期限の更新手続きについて

有効期間は、申請のあった月の初日から翌年6月末まで（4～6月の申請はその年の6月末まで）です。

現在、軽減を受けている方も、7月中に再申請が必要です。

対象者には更新のお知らせをします。（施設入所中の方は施設へお知らせします。）

●利用者負担軽減の内容について

食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方を対象に、介護保険施設や、短期入所（ショートステイ）利用時にかかる食費・居住費（滞在費）を軽減するものです。

利用者負担の段階は、本人の収入などに応じて以下のとおりに分かります。

利用者負担段階	対象者	1日あたりの食費	1日あたりの居住費（滞在費）		
			ユニット型 個室	ユニット型 準個室 従来型個室※	多床室
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、生活保護を受けている方など	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	390円	820円	490円 (320円)	320円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方など	650円	1,640円	1,310円 (820円)	320円
基準費用額	《参考》 軽減を受けなかった場合の平均的な費用額	1,380円	1,970円	1,640円 (1,150円)	320円

※（ ）内は介護老人福祉施設の従来型個室の額です。

訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護（ホームヘルパー）を利用したときの利用者負担（サービス費用の10%）を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方。（生活保護を受けている方を除く。） ※「世帯」には利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含みます。
軽減内容	訪問介護の利用者負担（サービス費用の10%）を5%に軽減します。
申請方法	『申請書』と『収入申告書』を介護保険係（本庁）または総合窓口第2係（佐賀支所）へ提出してください。非課税収入がある方や、利用者を扶養にしている家族が町外在住の場合などは、収入を証明する書類が必要です。

町離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

本町の佐賀地域では、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方。(生活保護受給世帯に属する方を除く。) 町障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱および社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱の措置を受けていない方。
軽減内容	訪問介護の利用者負担(サービス費用の10%)を9%に軽減します。 ※ただし、介護報酬に特別地域加算を算定している場合に限る。
申請方法	『申請書』を介護保険係(本庁)または総合窓口第2係(佐賀支所)へ提出してください。
実施事業所	町内では、社会福祉協議会の訪問介護事業所「こぶし」が提供している訪問介護サービスについて、利用者負担の軽減を行っています。

社会福祉法人などによる利用者負担軽減

所得などが一定以下で生計が困難な方に対して、介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で、以下の①～⑤のすべてに当てはまり、総合的に検討して特に生計が困難であると町が認めた方。(生活保護を受けている方を除く) ※「世帯」には利用者を税金や健康保険の扶養者としている方を含む。 ①年間収入(仕送りや非課税収入を含む)が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円を加算した額以下である。 ②預貯金などが単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である。 ③世帯の居住のため家屋と日常生活に必要な資産以外に、利用できる資産を所有していない。 ④負担能力のある親族などに扶養されていない。 ⑤介護保険料を滞納していない。
軽減内容	対象者サービスの利用者負担額(サービス費用の10%)と食費・居住費(滞在費)の 4分の1(25%) を軽減する。(世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方は 2分の1(50%) を軽減する。) ◆平成21年4月の介護報酬改正(プラス3%)にともなう特例措置(平成23年3月31日まで) この改正による利用者負担の急激な上昇を抑えるため、平成23年3月31日までは、4分の1を28%、2分の1を53%に読み替える。 ※ただし、特例措置に食費、居住費(滞在費)、宿泊費に係る利用者負担は含まない。
申請方法	『申請書』、『収入申告書』、『世帯人員の預貯金通帳』などを介護保険係(本庁)または総合窓口第2係(佐賀支所)へ提出してください。非課税収入がある方や、利用者を扶養にとっている家族が町外在住の場合などは、収入を証明する書類が必要です。
対象サービス	この軽減を実施する社会福祉法人などが提供するつぎのサービス ◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者負担額と、食費・居住費 ※利用者負担第2段階の方は食費・居住費のみ対象。 ◆訪問介護の利用者負担額 ※その他の訪問介護利用者負担軽減認定者を除く。 ◆通所介護の利用者負担額と食費 ◆短期入所生活介護の利用者負担と食費・滞在費
実施事業所	町内では、(社)黒潮福祉会が「シーサイドホーム」と「かしま荘」で、施設入所・短期入所・通所介護について、利用者負担の軽減を行っています。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)